参考資料1

令和元年度 行政不服審査法施行状況調査 (国における状況について)

令和3年3月 総務省行政管理局

調査の目的、調査対象、調査項目等

<調査の目的>

〇 本調査は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた令和元年度における不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握するもの。

<調査対象>

- ・国の行政機関
- ・地方公共団体(全ての都道府県及び政令市)
 - ※市区町村(政令市を除く。)、一部事務組合及び広域連合は調査対象外とした。

<調査対象とした不服申立て>

【調査対象の不服申立て】

・法に基づく不服申立て(審査請求、再調査の請求、再審査請求)

【調査項目】

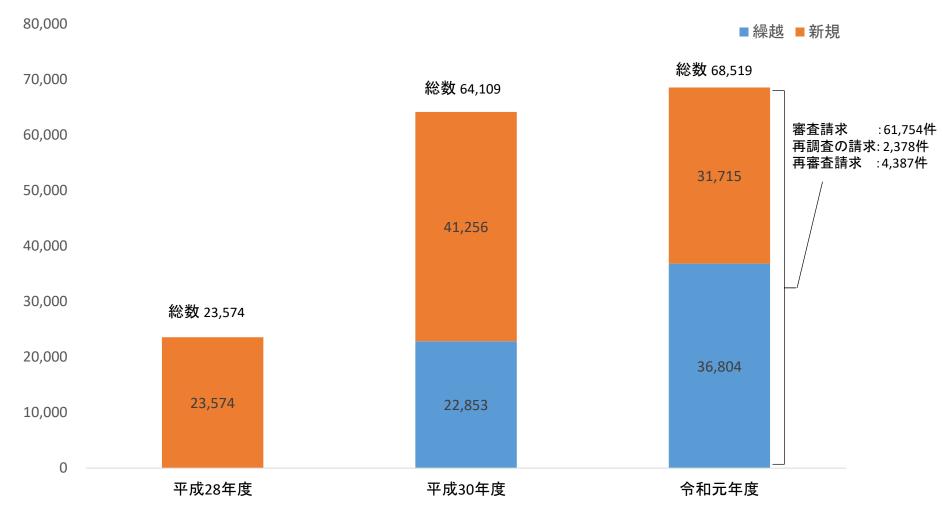
- ・裁決、決定の状況
- ・処理件数、処理内容(認容、棄却、却下等の別)、処理に要した期間
- ・審理員審理件数、行政不服審査会への諮問件数 など

<調査対象期間>

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで(令和2年3月31日現在で把握※-部回答日現在)

不服申立件数の推移

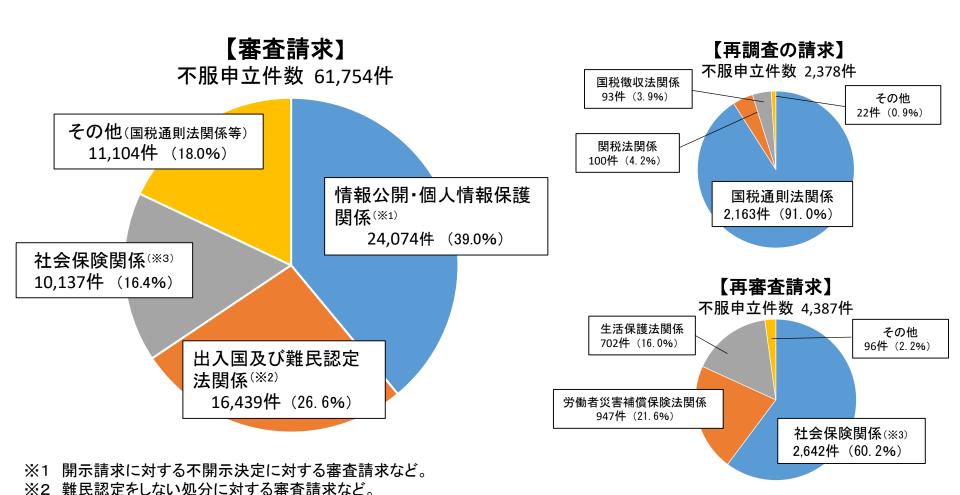
〇令和元年度に各府省庁等において処理すべき不服申立件数(令和元年度新規不服申立件数と前年度からの繰越件数の合計)は68,519件(審査請求61,754件、再調査の請求2,378件、再審査請求4,387件)であり、平成28年度以降の処理すべき不服申立件数の推移は以下のとおりとなっている。



[※] 平成28年4月1日より前に行われた処分等については、経過措置により、旧行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の手続により処理されることとされており、件数には含まれていない。

不服申立ての分野別件数

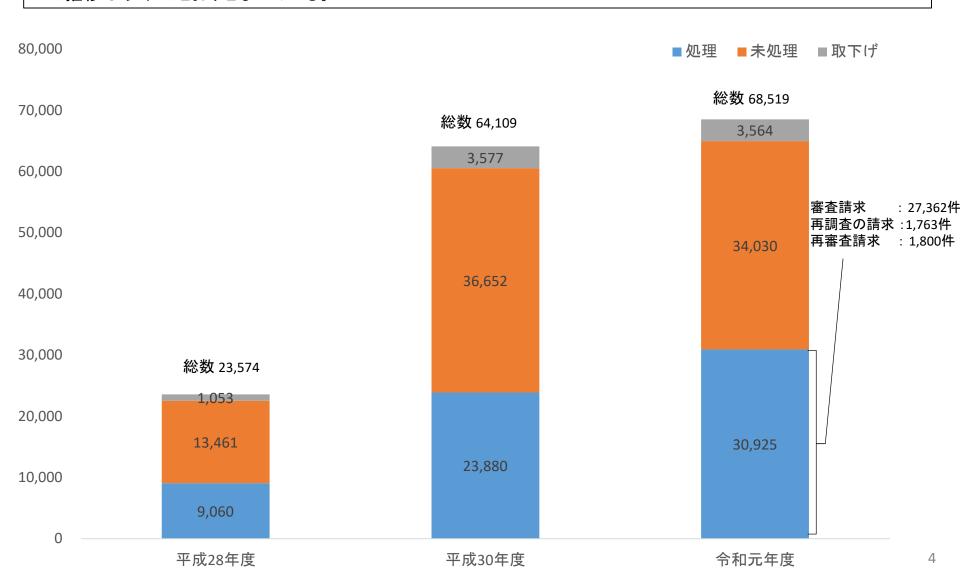
○令和元年度に各府省庁等において処理すべき不服申立て 68,519件のうち、審査請求61,754件※(90.1%)、 再調査の請求2,378件(3.5%)、再審査請求4,387件(6.4%)について、各分野別件数は以下のとおり。 ※一部案件については原処分の根拠法令を所管する府省庁等が複数のため重複計上がある。



- ※3 厚生年金保険法に基づく保険料等の徴収金の賦課に対する審査請求など。

不服申立ての処理状況の推移

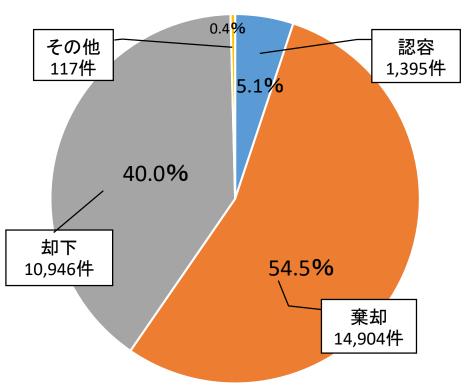
〇令和元年度の処理すべき不服申立件数68,519件のうち、処理が完了しているものは30,925件(審査請求27,362件、再調査の請求1,763件、再審査請求1,800件)、未処理34,030件、取下げ3,564件であり、平成28年度以降の各件数の推移は以下のとおりとなっている。

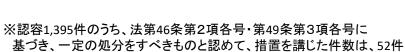


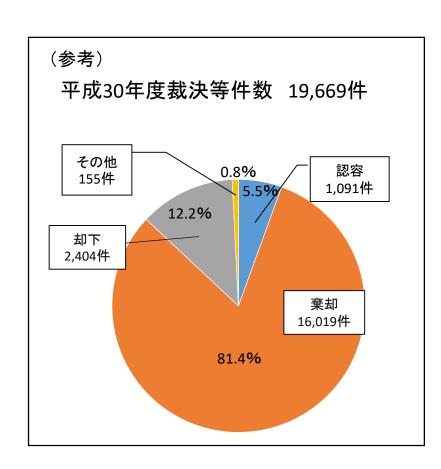
審査請求に対する裁決等の内訳

○令和元年度に各府省庁等において処理が完了した審査請求27,362件の裁決等の結果は、認容1,395件(5.1%)、 棄却14,904 件(54.5%)、却下10,946件(40.0%)、その他117件(0.4%)となっている。

令和元年度裁決等件数 27,362件



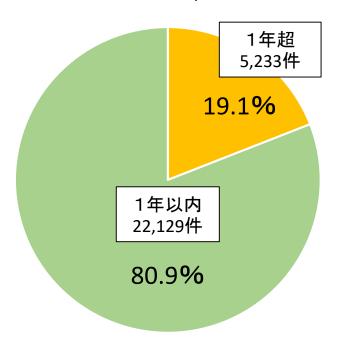




裁決等までの処理期間

- 〇令和元年度に各府省庁等において処理が完了した審査請求27,362件について、その約80.9%の案件(22,129件)が1年以内に裁決されており、裁決までに1年以上の長期間を要したものは約19.1%(5,233件)となっている。
- 〇調査対象機関の回答では、審査請求に対する処理に長期間を要した5,233件について、長期化の要因として「審理員の指名から審理員意見書の提出までに6月以上を要していること」、「審査請求を受けて審理員指名までに1月以上を要していること」等をあげている。

令和元年度 審査請求27,362件



長期化要因	件数
審理員指名(審査請求を受けて審理員指名まで に1月以上を要しているもの。)	136 (66.3%)
審理員審理(審理員の指名から、審理員意見書 の提出までに6月以上を要しているもの。)	148 (72.2%)
諮問手続(審理員意見書の提出を受けてから諮問を行うまでに1月以上を要しているもの。)	37 (18.0%)
答申手続(諮問から答申までに3月以上を要している。)	5 (2.4%)
裁決手続 (行政不服審査会等からの答申を受けてから裁決までに1月以上を要しているもの。)	95 (46.3%)
その他	32 (15.6%)

(注)処理期間が1年以上の案件のうち、審理員審理を行った205件 についてのものであり、複数回答のため重複あり。

口頭意見陳述等の審理手続の実施

- 〇令和元年度の各府省庁等における口頭意見陳述(法第31条)の実施件数は、924件となっている。
- ○審理手続の計画的な遂行のための意見聴取(法第37条)の実施件数は、43件となっている。

(単位:件)

口頭意見陳述※の実施件数・・・924件

※行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第15条 第2項の「特定意見聴取」及び他の法令に基づく意見の聴 取も含む。

口頭意見陳述実施件数	924
厚生労働省	463
財務省	282
法務省	170
その他	9

(単位:件)

審理手続の計画的遂行のための意見 聴取の実施件数・・・43件

審理手続の計画的遂行のための 意見聴取実施件数	43
厚生労働省	43

審理員の属性及び研修等

- ○審理員による審理が行われた審査請求は5,057件となっている(処理が完了した審査請求27,362件のうち、個別法で審理 員指名の適用が除外されているもの(情報公開・個人情報保護関係11,151件等)等を除く)。
- ○審理員候補者等を対象とした研修を実施した機関は16機関となっている。

審理員審理件数••••5,057件

※大半が出入国管理及び難民認定法関係

【指名した審理員の属性】(複数回答)

(単位:機関)

正規即	職員	弁護士	弁護士以外 の士業の者	学識経験者	行政機関勤 務経験者	法曹有資格 者	法科大学院 修了者	その他
19	9	3	0	2	1	2	1	1

【審理員候補者等を対象とした研修の実施状況】

(単位:機関)

研修の実施	研修内容(複数回答)		
	各行政庁が実施 する研修	総務省が実施す る研修	
16	2	15	

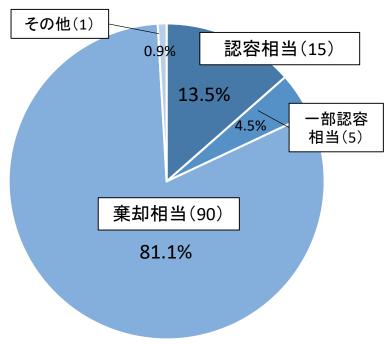
行政不服審査会への諮問・答申

〇行政不服審査会への諮問件数は111件(答申件数も同数)、行政不服審査会に諮問しなかった件数は27,251件となっている(個別法の規定により諮問義務の適用を除外されているものを除く)。

なお、審査庁は、法第43条の規定により、審理員意見書の提出を受けたときは、適用除外となる場合(出入国管理及び難民認定法関係等)を除いて、行政不服審査会に諮問することとなる。

【答申内容】

答申件数111件



【行政不服審査会への諮問の適用除外事由別件数】

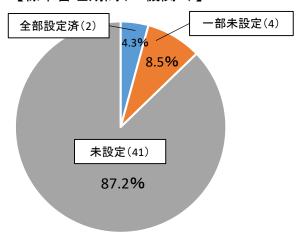
行政不服審査会に諮問しなかった件数	27,251件
諮問が不要な審査庁である場合(法第43条第1項柱書)	60件
審議会等の議を経る場合(法第43条第1項第1~3号)	214件
審査請求人から諮問を希望しない旨の申出がされた場合(法第43条第1項第4号)	2件
行政不服審査会等から諮問を要しないものと認められ た場合(法第43条第1項第5号)	0件
審査請求を却下する場合(法第43条第1項第6号)	211件
審査請求を全部認容する場合(法第43条第1項第7,8号)	24件
他の法律の規定により適用除外とされている場合(法第 43条第1項各号以外)	26,740件
その他	0件

※答申と裁決の内容が異なる件数は3件

標準審理期間•審理員候補者名簿

〇標準審理期間の設定、審理員候補者名簿の作成は、法上の努力義務となっており、設定状況は以下のとおりと なっている。

【標準審理期間(47機関※)】 ※調査対象機関28機関のうち、外局等を分けて集計した。



未設定の理由【複数回答】

現状では実績が少ないなどの理由により未設定であるが、 状況をみて設定予定

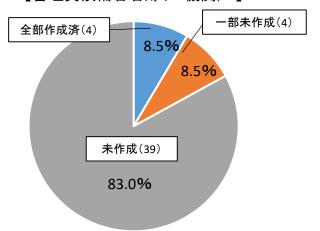
17機関

その他

31機関

※過去に実績が(ほとんど)なく設定が困難、事案ごとに 要する期間が変動し、設定が困難といった理由があった。

【審理員候補者名簿(47機関)※】



未作成の理由【複数回答】

審査請求の内容(行政分野)等により審理員に指名する職員がそれぞれ異なるため

8機関

審査請求の実績が少ないため

18機関

検討中

2機関

その他

24機関

※審理員指名を要する不服申立てが想定されないため、 審査庁が合議制の機関であるためといった理由があった。